

# フォークリフト運転技能講習助成金交付要綱

平成31年4月1日制定  
公益社団法人宮城県トラック協会

## (目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会（以下「宮ト協」という。）は、労働安全衛生法第61条（就業制限）及び労働安全衛生法施行令第20条11項（就業制限に係る業務）の規定により、最大荷重1トン以上のフォークリフト運転業務に携わることができるよう、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部が実施する講習会を受講し、修了証書の交付を受けた者の事業者に対し、フォークリフト運転技能講習の受講料の一部を助成する。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、トラック運送事業者（宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る。）（以下「事業者」という。）とする。

## (助成の対象)

第3条 助成の対象となる従業員は、50歳以上の受講修了者及び女性受講修了者とする。

## (助成金及び助成人数)

第4条 助成金は、1名5,000円を上限とし、1事業者の助成人数は、宮ト協に届け出ている車両台数（会員名簿への登載車両台数）と同数を上限（5台を超える場合は5名まで）とする。

## (助成金の請求)

第5条 事業者は、助成の対象となる従業員がフォークリフト運転技能講習を修了したときは、様式1の「フォークリフト運転技能講習実績報告書(助成金交付請求書)」により、助成金の交付を請求する。

2 受付期間は2019年6月1日から2020年2月28日まで（予算枠に達したときはその時点までとする。）とする。

## (助成金交付)

第6条 前条により実績報告（助成金交付請求）を受けた宮ト協は、書類を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に助成金を交付する。

## (助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業のすべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

## (その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本要綱に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附 則 本要綱は平成31年4月1日から施行する。

フォークリフト運転技能講習実績報告書  
(助成金交付請求書)

年 月 日

公益社団法人宮城県トラック協会会長 殿

所在地

申請者名称

代表者氏名

印

下記のとおり、フォークリフト運転技能講習を修了しましたので、交付要綱第5条に基づき、助成金の請求をします。

記

1.助成申請額 \_\_\_\_\_ 円 (千円未満切捨て)

2.受講修了者の状況 (注)1名につき5千円限度、宮ト協届出台数が上限(最大5名)

	受講修了者氏名	年齢	性別	受講年月日	修了証番号	受講会場(○で囲む)
1				年 月 日～ 年 月 日		仙台・東松島・登米 (瀬峰)・大崎・柴田
2				年 月 日～ 年 月 日		仙台・東松島・登米 (瀬峰)・大崎・柴田
3				年 月 日～ 年 月 日		仙台・東松島・登米 (瀬峰)・大崎・柴田
4				年 月 日～ 年 月 日		仙台・東松島・登米 (瀬峰)・大崎・柴田
5				年 月 日～ 年 月 日		仙台・東松島・登米 (瀬峰)・大崎・柴田

3.添付書類

(1) 修了証の写し

(2) 領収書の写し (宛名は事業者(申請者)又は受講修了者名。銀行振込証等写しでも可)

4.振込先及び担当者名

振込先	金融機関	銀行・信金	支店	担当者	担当者名		
	口座番号 (普通・当座) No				TEL 番号	-	-
	(フリガナ) 口座名義				FAX 番号	-	-

※振込先口座は、個人の受講修了者ではなく、事業者(申請者)になります。